

第6回教育委員会定例会議事要録

詳細—教育総務部教育総務課 電話03-3981-1141

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会定例会
事務局（担当 課）	教育総務部教育総務課（現 教育部庶務課）
開催日時	平成26年6月11日 午後2時
開催場所	教育委員会室
出席者	委員 渡邊 靖彦（委員長）、菅谷 眞（委員長職務代理者）、千馬 英雄、嶋田 由美、三田 一則（教育長）
	その他 教育総務課長、学校運営課長、学校施設課長、教育指導課長、教育センター所 長、統括指導主事
	事務局 教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主事
公開の可否	一部公開 傍聴人1人
非公開・一部公 開の場合は、そ の理由	報告事項第2号は人事案件のため非公開とする。
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1. 報告事項第2号 臨時職員の任免について 2. 第25号議案 教育に関する事務の点検・評価の実施及び委員の委嘱について 3. 第26号議案 豊島区文化財の登録について（諮問） 4. 協議事項第1号 豊島区いじめ防止対策推進条例（案）について 5. 報告事項第1号 豊島区附属機関設置に関する条例について 6. 報告事項第3号 豊島区教育ビジョン検討委員会の開催について 7. 報告事項第4号 「豊島区教育ビジョン2010豊島区教育振興基本計画」改定に係るアンケート調査の結果について 8. 報告事項第5号 平成25年度卒業式及び平成26年度入学式の実施状況について 9. 報告事項第6号 新庁舎を活用した環境教育プログラムの概要（案）について 10. 報告事項第7号 校長の職務代理について

渡邊委員長)

皆さんこんにちは。ただいまから第6回教育委員会定例会を開始いたします。本日の署名委員は嶋田委員、菅谷委員です。

本日は傍聴の方が1名おりますが、お認めしてもよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし)

渡邊委員長)

では、人事案件がありますので、傍聴の方が入られる前に、先に人事案件をお願いします。

(1) 報告事項第2号 臨時職員の任免について

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(2) 第25号議案 教育に関する事務の点検・評価の実施及び委員の委嘱について

<教育総務課長 資料説明>

渡邊委員長)

教育に関する事務の点検・評価の実施及び委員の委嘱についてご説明をいただきました。

教育委員会の権限を委嘱した事務等について、執行状況の客観性、透明性、公正性を確保するために、また区民の皆さんへの説明責任を果たすために、その点検、評価が行われているということでございます。

委員の先生方、何かご質問やご意見はありますか。

菅谷委員)

毎年やっておられるということですが、区民へ情報公開をしています。区民の方からこれに対するご意見は実際にあるのでしょうか。

教育総務課長)

公表しておりますが、この結果について、おかしいのではないかというご意見を受けたことはありません。

三田教育長)

補足です。この結果は、学校にも公表しておりますし、ホームページ上でも公表し、それから、直近の子ども文教委員会にも報告しております。区民の代表である議員にも報告をして、ご意見をいただいておりますが、先ほど教育総務課長の説明にありましたように、何か問題点があるというようなご指摘はありませんでした。

渡邊委員長)

よろしいですか、菅谷委員。

菅谷委員)

はい、よろしいです。よくわかりました。

千馬委員)

1 ページに、学校視察を午前と午後に1校ずつ行うとありますが、視察の内容についても詳しくご説明いただきたいです。

教育総務課長)

午前と午後で計3時間ほどを予定しています。今回の評価対象施策である安全・安心な学校づくり、それから特別な支援を要する子どもの施策について、特に取組みを強化している中学校を選定しました。学校の雰囲気を見ていただくこと、担当の先生や校長先生などから取組みの説明をしていただき、それに対して委員が質問したりする時間を設けることなどを予定しています。視察の際に授業が見学できるようにしたらそれもよいのですが、そのあたりはこれから学校と調整します。取組みや課題について理解し、評価を深めていただけるような内容にしたいと考えております。

三田教育長)

若干補足させていただきますと、点検・評価委員会では、教育ビジョンが経年でどのように達成されてきているかを見ていただいておりますが、セーフスクールやがんに関する教育は、教育ビジョンの完成後に取組み始めたものです。他にも、いじめ問題の解決のために、ハイパーQ-Uなども導入しましたし、これらの新しい事業は、都内はもちろん、全国から問い合わせや視察の申し込みがあり、良い取組みが広がってきていると感じています。それから、東京都のスクールカウンセラーが全校配置になったり、スクールソーシャルワーカーを導入したり、制度が変わったことによって変更した部分もあります。教育ビジョン2010も5年目となり節目の時期です。ですので、新たに取り組んできたものを中心に評価してもらおうということになりました。中でも先進的な取組みをしている学校の実践について評価していただく予定です。

千馬委員)

了解しました。

渡邊委員長)

重要な施策ということでこの2施策を挙げたとのことですが、視察に小学校が入っていないのは、この中学校2校が先進的な実践をしている学校ということでしょうか。

教育総務課長)

その通りです。課題の範囲や取組みの状況を考慮し、この中学校2校を見ていただくのがよいのではないかということになりました。

渡邊委員長)

ありがとうございます。

委員会の実施と内容についてはよろしいですか。

(委員全員異議なし)

渡邊委員長)

では、委員の委嘱については、ご意見ございますか。

三田教育長)

昨年度、前教育委員の小林委員より指摘を受け、報告書や評価の活用についてご指導いただきました。評価をするということは、それを報告して、その意見をどのように教育に反映させたのかということが大切になってきます。ですので、一定の人が一定の視点で継続的に豊島の教育を見ることが大切であると考えています。学識経験者を中心とし、保護者の目線からの意見もいただけるような構成になっていますので、この3名を推薦します。

今後、教育ビジョンの改定もありますし、区切りのよいところで、点検・評価委員の人選については、事務局の中でも十分検討していくべきことかと思いますが、昨年度と同じ人選にしたのは経年で見てもらうためということです。

渡邊委員長)

計画性を持って、長期にわたって一定の視点から判断していただくためということです。毎年代わると、評価が次に反映されないということもあるかと思いますが、計画的になっていることはよいと思います。

昨年に引き続きこちらのメンバーですが、よろしいですか。

(委員全員異議なし 第25号議案了承)

(3) 第26号議案 豊島区文化財の登録について(諮問)

<教育総務課長 資料説明>

渡邊委員長)

豊島区の文化財登録について、工芸技術自体が1点、それから考古資料として2点ということでご報告いただきました。

1つずつお話を進めさせていただきたいと思いますので、最初に、無形文化財の工芸技術と籐工芸についてお願いしたいと思いますが、ご質問ございましたらお願いいたします。三田教育長)

せっかく学芸員がいらっしゃっているので専門的なことをお伺いしたいのですが、5ページの登録候補物件1の一番下に、渡邊氏が昭和25年に、と書いてあって、籐工芸の世界で優秀な職人を輩出したということと、その作品が、籐製作が盛んな地として豊島区が知られていたというのは昭和25年代の話なのか、それがずっと今日まで至っているのか、籐工芸が豊島区で何か名前が売っていたというのは、私はあまりそういう史実に接したことがないので、何かそれを裏付けるようなものがあって、ここにこういう記載がされているのだと思うのだけれども、その辺をどのように着目していけばいいのかというのが1点目の質問です。

それから、区で伝統工芸展をやりますが、区長と一緒に伝統工芸の会の人たちと開会式に出たり、実際に出品している作品を拝見したりするのですが、本当に素晴らしいものがたくさんあるのです。それで、いつも言われることは、伝統工芸士に認定するというのは区の仕事ですが、かなり高齢で、高度な技術をお持ちだけど、ご高齢のまま、まだ認定を受けていないという方がいるので、認定のピッチを上げてくれないかということも言われたことがありまして、おっしゃるとおりだと思っています。このことについては大賛成で、

現代の名工にも並ぶ人ということですので、当然ながら認定をする必要あると思っておりますけれども、さきほどの説明で、全国の認定を受け、東京都の認定を受けて、最後が区の認定というのは、何となくすとんと落ちないのです。それが一般的に、伝統工芸士の中ではそういうルールみたいなものが常識的なのかどうなのかということと、また違ったコメントがあつてのことなのかという2点を質問したいと思います。

嶋田委員)

教育長がさきほどおっしゃった昭和20年代というのは、このページ、誤記だと思うのです。次のページには独立されたのが35年と書いてあり、よくわかりません。6ページを見ると、昭和35年独立と書いてあります。16歳で独立って、私もよくわかりません。

三田教育長)

生まれが、25年ですね。

嶋田委員)

生まれは9年です。

三田教育長)

9年で、25年から独立したと。

嶋田委員)

そこが35年ではないですか。

渡邊委員長)

「25年に独立し」と同じ25年になっています。

教育総務課長)

そうですね、すみません。誤記です。35年です。25年に上京されて、35年から独立されている。申し訳ございません。

渡邊委員長)

そうすると、教育長のご質問は、35年当時、籐工芸が豊島区でという話になってくるのですか。

三田教育長)

そうですね。どちらにしても、どういう状況があつて、データなり史実があつてそういうふうの評価されているのかというのは、あまり納得できないのでそれを教えてほしいと思います。

文化財係長)

文化財係長です。よろしくお願いいたします。

まず、籐工芸が盛んな地として豊島区が知られていると、確かに教育長がおっしゃっており、私も実はこの調査に触れるまでは全然知らなかったのですが、今回の渡邊さんの師匠筋に当たる尾崎商店ですが、実は今でも息子さんが継承されてやっておられて、伝統工芸保存会にも所属されておられるのですが、実は現在、唯一、銭湯の脱衣籠をつくれるのがここだけということ。ここだけしかつukってないということで、今「テルマエロマ

エ」でもよく映っているものもですが、今使われているのは、ほとんどこちらでつくられたものだということです。

あれは太い籐を曲げる特殊な技術が必要で、もちろんこの尾崎商店で修行なさったので、渡邊さんも作れないことはないのですが、今、尾崎さんは、先ほどご紹介したようにすこし芸術っぽい造形にシフトをされているということらしいです。

そういった意味で、いわゆる庶民が使う道具が豊島区にあった籐工芸、籐職人がつくっていたということで、豊島区の無形文化財としてこの技術者がふさわしいのではないかと、いうように思っております。

年齢の関係で渡邊さんの方が年上で80歳ということで、無形文化財保持者ということで今回認定をお願いしております。

それから、全国から、豊島区の認定が欲しいというような工芸士たちの思いについては、これは工芸士さんの一般の形ではなくて、豊島区の伝統工芸保存会の方々が非常にそういった意識の強い思いを抱いていて、先ほど教育長がおっしゃられたように、本来的には我々教育委員会のほうが、きちんといろいろ取材や調査をして、まずは文化財にしてということで、多くの人に知ってもらい、それが、都道府県あるいは国というような形で評価されるという筋は筋だと思のですが、やはり地元で評価されたいという思いがどうも豊島区の伝統工芸士たちは非常に強く、そういった意味で、順番は逆になってしまっただけなんですけれども、今後、教育長も含めまして教育委員会、文化財係としても、そういう形で応えていきたいというように思っております。以上です。

三田教育長)

ということは、例えばそういう籐工芸のすばらしさというものが知られているというのは、業界内というか関連する人たちの範囲でという趣旨なのか、それともポピュラーに一般の人にもよく、籐工芸っていったらもう豊島区という、そういう状態だったのかという、その時代考証といってしまうのはおかしいけれど、時代の評価というのはどうだったのですか。

文化財係長)

そういう意味では少し言葉足らずで申しわけなかったです。あくまでも業界筋の話で、こういったことはよくある話なのですが、知る人ぞ知る世界では、その地域は言ってみればメッカだというのはよくあることなのです。この籐工芸についてもどうもそういうことらしいです。私も不勉強だったのですが、恐らく私も今回色々な、ごくごく近い人間たちだけですが、先ほどの銭湯の脱衣籠の件を聞いてみますと、誰も知らなかったのです。ただ、籐工芸とか伝統工芸士の中では、豊島区の伝統工芸士あるいは伝統工芸の世界の人たちには、有名な話だったということなので、やはり業界の人々と我々一般の人間とは、ちょっとその辺の意識の乖離というか、その辺の情報共有がなかなかできてないという感じでございます。

三田教育長)

よくわかりました。

それで委員長、意見なのですが、この7ページの椅子を拝見しても、それから8ページのベビーベッド、それから一番下にあるフクロウと椅子ですか。これを見ると、何だかすごく優しいというか、人に添っていて、温かみのある、いい作品だと思うのです。こういう素敵なものを少子高齢化社会に、何か掘り出しようによってはニーズがすごくあるのではないかという気がするのです。伝統工芸展は、手づくりのよさというか、温もりとか、技の鋭さとかというものが売りだだと思うのです。だけれども、もうご高齢で次につなげていく人がいないのではないかというのが、認定はしても、次こういういい仕事を継承してくれる人がいないっていうのと、教育委員会は認定だけの仕事で、あとは知りません、ではなくて、こういう作品を世にもう一度アピールして、特色ある作品をつくる、そういう人たちを輩出できることを豊島区のポテンシャルにして、大勢の人に使ってもらう場を提供するという意味でも、この伝統工芸展の開き方とかアピールの仕方とか、もっと私は考えていかなければいけないと思います。

こういう人たちは、やはり技を保持していくとか、そういうことが各自治体に求められている大きな仕事じゃないかと思います。私は漆器伝統工芸で有名な輪島へ行きましたが、悩んでいるのは伝統工芸士あるいは人間国宝という人が何人もいるという町では、やはり、その技を継承していくということは大変で、専門の学校をつくるけれども、だんだんそれが、数が少なくなっていった保持者が減ってくるということで、共通の悩みとして、今、人口減少云々と言う前に、生きている私たちが今まで使ってきた大事な手づくりの温もりがどこか忘れ去られている。こういうものを何とかしなければいけないということを非常に痛感するのです。その辺の、業界でどういう努力をしてくれているのかということと、それから教育委員会でどういう努力をしなければいけないのかということと両方感じているのですが、委員の先生方からも、こうした継承者をどう考えたらいいか、少しご意見をいただければありがたいと思います。

渡邊委員長)

今の教育長のお話にあったとおりで、本当につなげるということは、ただ単に認定すればつながっているわけでもないもので、そういったことに関して、せっかくですから、委員の先生方、何かありますか。

菅谷委員)

今の教育長がおっしゃったようなこと、まさに私もそれは大事だと思いますし、前にもこういう無形文化財の話があったときにも、そういうことをどうつなげていくかという、そのたびにご意見があったかと思うのですが、一つは、こういう文化財、この技術を本当につなげていく気があるのかという、こういう文化財、こういう無形の技能を社会的につなげていくという社会の意思があるのかということは非常に大事だと思います。そうでないと、これで終わってしまいます。だから、そういう、もっとつなげていこうということ発信するとすれば、やはり学校です。学校の子どもたちです。こういった技術を実際に

見てもらって、そこで何か触発してくれると将来につながっていくような気がするのですが、そうはいつでもなかなか現実的に、それは推し進めないといけないというのはわかるのですが。たまたまそういうので触発してやってみようというような人が出てくるという可能性はあると思います。

それから、もう一つは、この技術で生活が成り立つのかということも、こういう技術につながっていく一つの大きな理由なのだと思います。この籐工芸、こういう内容を見ると、何か少しつながってくるのではないかという気もしますが、現実にはこういう技術というのは、エコノミカルな点からはつなげていけそうな技術なのですか。

文化財係長)

籐工芸に関しましては、先ほどもちょっとご紹介しました銭湯の脱衣籠、銭湯が少なくなってきたので、少しずつ先細りといってはあれなのですが、そういったいわゆる大衆的な需要というのは少しずつなくなっているのです。とはいえ、前回紹介したべっこう細工などは、原料自体がなくなってきたのでかなり厳しいですが、それほどではないものらしいので、そういったことで工芸士たちもつなげていかれているという部分が現状だというように思います。

ただ、今、先生からご指摘いただいたように、それでもやはり区として、今回は登録文化財というような部分がありますので、もしこれが審議会でご承認いただけましたら、そういう形になります。そうすると、区のほうでは、教育委員会としても何らかの形、いわゆる文化商工部の、生活産業課とは違う意味で、何らかのお手伝い、あるいは保存のための措置というのはしていかなければいけないというようには思っています。

菅谷委員)

この脱衣籠が出ていましたけど、これは銭湯だけじゃなくて、ホテルなど様々なところにありますよね。ああいう脱衣籠というのは、こんな立派な脱衣籠ではないのでしょうかね。ホテルや旅館へ行くと脱衣籠はどこもそろえているのですが、もしそれを考えると、ものすごく膨大な需要があるので、ここだけしかやってないというようなのは少し信じられないような気もするのですけれども、もしそういう需要があるのだと、それをやりたいという人がもっと増えてくるのかという気がしています。

文化財係長)

私は脱衣籠のことだけ調べたわけではないので、そこまで詳しいことはわからないのですが、脱衣籠にも様々な種類がありますし、古くなると買い替えるというか、入れかえなければなりません。そのときに引き続き籐製品を使うかどうかということもあります。実際、銭湯の脱衣籠とそれ以外にも、銭湯で使われているスタンダードなものは多分この豊島区の尾崎商店のものだと思うので、現物がないので、ちょっとどうなのかわからないですけども、恐らくそういったことで、ここしか今はつくってないというふうな表現だったと思います。恐らく籐工芸の関係の方、皆さんそうおっしゃっているので、それは誇大な表現では私はないと思っているので、それを聞く限り、繰り返しになりますが、べっこう

細工ほどではないのですけれども、保存の手を差し伸べないといけない技術じゃないかというようには感じています。

教育総務課長)

この籐工芸の脱衣籠というのは、本当に昔から自分のイメージしている丸く太い感じで、輪が重なっているようになっていきますので、例えば私も旅館へ行っても、よほど昔からある老舗の旅館の一部にしか、ああいう籠はないのです。有名な旅館へ行っても、四角形や長方形に近いような感じで、恐らく素材も、人工的な素材だというようなもののほうが恐らく多いので、どうしてもやっぱり需要としては、昔からうちはこれですみたいな、本当の老舗の旅館しかこういうものを発注しないという、徐々にそういうのが減っていくというような形にはなっていくと思います。だから尾崎商店でつくる程度の量しか、恐らく出てこないのだろうと、推測ではありますけれども、そんな感じを私は持っています。

菅谷委員)

少しそれちゃったような気もしますが、私はこの8ページの写真を見て、今、教育長もおっしゃったように、この辺の作品ってのはすばらしいと思うのですよね。ですから、こういった技術を支えていてもらいたいのは、そのとおりだと思います。先ほどご説明の中で、2代目の尾崎さんもそういう技術で今やっぴらっしゃって。その方はやっぱり豊島区なのですね。

教育総務課長)

そうです、はい。同じところでやられていると思います。

菅谷委員)

そうすると、この技術は、豊島区としては将来的にもつなげていける期待が持てると思っっているのですが、こういう生活用品をつくる一つの技術として考えるのか、あるいは芸術性を持ったものをつくられる。本当に芸術性を持った形になり、またそれだけその技術が洗練されてきているのだろうと思いますが、そういった意味では非常に大事な技術だと思っていますので、私はこの選定をされるということは、全く異議はないのですけれども、後継者の問題をどのように解決するかという心配を持っておられるので、そういう意味では、これがまたつながっていくのではないかという気はします。

三田教育長)

認定することについては全く異論ないので、ぜひこの提案のとおりお願いしたいと思うのですが、ただ、認定しました、それで教育委員会の役割というのは終わりです、ということにはならないだろうと思います。今の継承の問題というのは一つ大きいし、それから、こうしたすぐれた文化を持っている豊島区が、もっとこういう良さを一緒になって発信していく努力が必要だろうと思います。

教育指導課が、こういうのを見て、これは、教材のネタになると思ってくれないと、私は困るのです。

例えば、畳編みというのは竹細工でもわら細工でも全部、畳編みでやるわけです。それ

から、この穴の開いたこういうものをつくるのも、一つ一つが日本の独特の紋様なのです。これが例えば絵になって、漆で、沈金で、あるいは蒔絵で、というように発展していつているのですが、伝統文化は、古いものから残していくというだけではなくて、やはり発展しているのです。昔からの紋様やそういう技術を継承しながら発展させているのです。

例えば私は子どものころ、実際にこうやって道具を自分でつくって、毛糸で畳編みというような技術を覚えて、次にわらでやってみます。それから、自分がとってきた長い草を使ってやってみようということになる。独特のものがいろいろできるのです。子どもながらに、日本人が継承してきたそういう遊びの中にも紋様というものにすごくこだわってきたという部分があって、これを見ると、一つ一つ、そういう技術が継承されていて、こういう姿は竹細工でも見たことある、そう思うのです。

伝統工芸士で、人間国宝にもなっている78歳の人にお会いしたことがあるのですが、その方が1日に30枚ぐらい墨絵を描いているのです。デッサンをするのです。これは、金属のチタンを使い筆で和紙に描くのです。そうしたら、これはコピーで同じ機能なのです。様々な漆のものに、上から筆でなぞてやると、チタンの模様が反転して写るのです。同質同形の模様をつくることのできるのです。だから、色々な技術を転用していて、毎日が修行だということです。その人、書道8段を持っています。78歳で書道8段、毎日のように修行だと紋様を追求しているのです。そういう工芸士の生きざまを見たときに、これは伝統工芸の素晴らしさと技を継承する人の生きざまであると思います。やはり教育的な価値があると私は思います。

こういう文化財の成果を、どうやって教材として子どもたちに伝統文化をどうやって継承し発展させていくか、学習指導要領でいわれている課題につながると思うのです。何か伝統とか文化というと古臭いもので、何か復古調の考え方と言う人もいるのですが、そうではないと思います。私たちのDNAにずっと刻まれてきている、そういう日本人固有の良さというのをどうやって誇りに持てるような生き方ができるかということがやっぱり教育の姿だと思うのです。ぜひ、いい機会ですので、こういうものは学校にもきちんと伝えて、子どもたちとどうやって教育活動を通して考えていくかという、その教材、ネタにしてもらえたらありがたいと思ひまして、あえて申し上げました。今回の答申を受け取ってやりますというような趣旨を今度、文化財の審議会の方に紹介してもらえたらありがたいと思います。以上です。

嶋田委員)

もちろん私もご提案に大賛成ですけれども、伝統芸能の世界もそうですが、この伝統工芸の世界もそう簡単に後継者を育てるシステムというものができなくて、できていけば、今どうってことはないわけで、もっと大変なことがいっぱいあると思います。そう簡単に後継者って言えない世界だと思うし、例えば今、ちょっと復古調で若い人たちの中で和モダンという言葉がはやっているのですが、そういうときに適用するのは、多分この手ではなくて、東南アジア系のああいう色調とか、かなりリーズナブルに入手できるものが入っ

てきて、なかなか生活の中にこれをもう一回というのは難しいと思うのです。

では、どうしていくかといえば、一つこういうものがあつたということをきちんと後世に伝えていくということと、やはり教育委員会というか区として、区の中にこういう保持者がいるということをアピールしていくために、例えばお買い上げして、新庁舎のどこかに置いて、なおかつ皆が自由に座れるようなスペースがあればいいと思います。

子どもたちに伝えていくというのはぜひ教育指導課でもご検討いただきたいと思いますが、例えばこういうものというのは、熱を逃す素材です。夏に座り心地がいい。だから脱衣籠にも使われているのだと思うし、生活や家庭科とも結び付くし、反対に籐をどうやって素材として長もちさせるかということは自然環境のこととか理科とか生物と結びつくかもしれないし、あと造形ですね。そのような感じに結びつくので、すごく使える、地域教材になり得ると思います。

だから、そういうところでバックアップしていくしか、私たちができることはないかと思っています。でもすばらしいと思います。ぜひ、この椅子に座ってみたいと思います。

渡邊委員長)

ありがとうございます。

千馬委員)

感想ですが、私もこんなすばらしい籐工芸があるということを大事にしていく必要があるなど改めて感じました。特に、この工芸技術者の継承ということが、先ほどから出ているのですが、この5ページにもある尾崎さんが大勢の弟子を育てておられるということが書いてあり、いろいろなところにおられるのかというように思いますし、豊島区にもまたおられるチャンスもあるのかと思い、そこら辺を大事に引き継いでいってもらうことも一つ大事かと思いました。

最後に、学校教育の5年生だと思いますが。伝統工芸の教材があるので、現実に豊島区の場合は、こういう生きた教材があるとここでわかったので、これも活用していく必要があるし、実際に学校でこれを取り入れると、子どもが将来こういう技をきわめたいという意識も生まれる可能性があるので、大事にしていただけたらありがたいと感じました。以上でございます。

渡邊委員長)

最後に私も感想です。私も大賛成で、この間のニュースで、北陸新幹線が通るに当たり、輪島では、駅に輪島のお皿を出しましょうといった際に、それは国からも認められているような偉い、その技術を持っている方と、お弟子さんが応募して、選ばれるところに並ぶということが放送されていました。

そこで感じたのが、先ほどからお話に出ている技術の承継の難しさは、まさしく昔だったらもう学校もそこそこのところから修行に入って、いつになったら実るのやらというようなものが、今は逆にきちんと大学等で色々な知識や技術を身に付けた上で、またそういう道に入られるという方もいるぐらいだから、難しいのかと思いました。この昭和35年

とは、私が35年生まれなので、その当時のことを考えると、先ほどから言っているお風呂屋さんの脱衣籠とは日常生活の中にあったものであり、ただ、ここに載っているような伝統工芸として価値のあるもの、だから同じ素材で同じようにつくっているのかもしれないけど実は違うというところが現代的なのかと思います。

逆に、子どもたちはいいものに沢山接するチャンスはありますが、昔、身の回りで当たり前に使っていたものに関しては写真でしか見たことがなかったり、博物館レベルでしか見たことがなかったりというところを感じると、技術とは日常生活の中で初めて価値がなくなっていくというものもあると思うので、ぜひこういうものを子どもたちに紹介してもらって、ああ、豊島区にもこういうものがあつたな、日本にもこういう技術があつたなと、輸入品ばかりに頼らずに、つなげていただけるとありがたいと思います。

私たちが子どものころに、農家にあつた竹籠などは、今では博物館にあるのです。先ほど教育長がおっしゃったように、自分でつくったものがひょっとしたら博物館に入っているかもしれないのです。でも、そういう時代なのです。そういうものだけ見てもらうのではなくて、確かにあとどうするかは、ここの渡邊さんの経営の問題だから、ここで話にすることではないと思うのですが、やはり日常的なものと芸術性のあるものというのを考えると、ますます広がっていき、何もアニメだけではなくて、こういうものもきちんと豊島区の文化ですという話もしていただけたら大変いいことではないかと感じました。

三田教育長)

先ほど千馬委員がおっしゃったのですが、豊島区の伝統工芸の中に、江戸友禅というものがあるのです。今、豊成小学校の高橋校長とは、教員時代に豊島で一緒だったことがあって、あの先生が社会科の授業の中で、伝統工芸の中で地元の教材化をしようといったので、江戸友禅をやっている方が学校の近くにお住まいだったこともあり取材をして、私も一緒に出かけて行って写真を撮らせてもらいました。そういうところから全部つながって、研究授業で発表してもらったのです。すばらしい授業でしたが、実際に今、伝統工芸の会長が協力してくれて、子どもたちに語りかけてくれて、それがうちの標準教材になっているのです。

だから、こういう類いのものは取り上げられるとすごく大きいと思うし、例えば藍染めだって駒込小学校の「藍のぼり」で毎年新聞に出て話題になっています。豊島はそういうものを持っているので、教育指導課も含め学校を挙げて、地域のそういう人材とか文化財というのをうまく活用した、子どもたちを夢中にさせるものを作ってほしいと思います。議論だけで終わらせず、実践に移せるようになればいいと思います。

それともう一つ、私は以前から日本の教育改革で絶対にやらなくてはいけないことだと思っているのがあります。今、全く実態がわかってないのではないかと思うのですが、こういうものをできる人というのはマイスターという制度です。ヨーロッパに行くと、マイスターの社会的地位は高いのです。ある程度基礎の学習コースが終わったら、マイスターに行くか総合的な学習をしながら次の進路を考えるかというので、複線型の学校制度でそ

れは両方とも尊重されていて、社会的な評価を受けています。

例えばギターをつくらせたら世界一という人が豊島区にいます。銀座ヤマハホールの中に飾られています。

そういうマイスター制度が確立してないということと、それから、それを社会的に下に見る見方というか、あたかも全部の子どもが全部理想的に全てにすぐれていなければいけないという教育的な感覚があると思います。そのことが子どもの能力や性格を歪めてしまっていないかというのはいつも感じています。

戦後の教育の中で、もう少し反省すべきだとしたら、単に中学生が職場体験学習を行うというのではなくて、真剣に自分の生き方、自分の磨き方を考えつつ、物づくりに打ち込めるといことは素晴らしいことなので、そういう制度改革をぜひ検討してもらいたいと思っています。何かちょっと違うのではないかと私は思っていますが、こういうものを見るたびに日本の教育を、日本人の手先の器用さとか、そういう物づくりにかける素晴らしい生きざまを、我々はたくさん見てきたのだということを、子どもたちの教育にも伝えていく必要があると思います。

21世紀型スキルの取組の中でも、東京大学の山内先生が、小学校6年生ぐらいの子ども10年後には、今は存在しない仕事が全体の65%ぐらいあり、全然違ってくると発言されています。そのぐらい時代が変わっていくのだと思いますが、同時に、よさを消して、未来だけ先走っていても、新しい価値は生まれてこないと思います。そんなことをここで言ってもしょうがないと言えば仕方がないのですが、考えていかなければいけない大きな課題であると思います。

渡邊委員長)

この籐工芸に関しては、豊島区の誇るべき文化財であり、またそれを承継してくれる方もかえがたい人材ということで、それを認定することで、教育現場でも子どもたちに伝えていっていただいて、第2、第3のこういう方が出てくることを期待して、この物件に関しましては、これで決定ということでよろしいですか。

(委員全員了承)

渡邊委員長)

ありがとうございます。あと物件の2と3ですが、これはどちらも出土品でありますし、出土されている場所が染井遺跡ということなので、一緒にお考えいただけたらと思います。片方は駒込一丁目遺跡ですが、近い場所です。

先ほどお話があったとおり、階層的に考えて、かなりの年代の中でその時々における活動というのが、こういう遺物を通して発見されているというような内容だと思いますので、いかがでしょうか。

出土物は何度も議論していると思いますが、話しているとどんどん深みがわかるのです。ぱっと見た目では、わからないところあるかもしれませんが。

三田教育長)

伊藤学芸員に質問しますが、調査対象地区と伊藤彦右衛門の屋敷跡地がとても近いわけですが、この辺、ソメイヨシノの発祥の地と絡んでいるわけです。だから、非常に興味深くこれを見たのです。そういうものを裏付けるものがあるのかということが一つ。

それから、もう一つ地理的に見て本郷通りが近いという点から考えると、本郷通りというのは大名屋敷が、下屋敷等も含めてたくさん建ち並んでいた場所なので、伊藤彦右衛門のあたりというのは、屋敷に植えるいろいろな植栽の供給源になっていたのだらうと思います。そういう意味でも大変興味があって、江戸の振り袖大火の後、大名屋敷は姿をがらっと変えたのです。ただ、家康の江戸の町組という町づくりというのは、2回大きく改革されているのですが、そのたびに豪華になっていった大名屋敷というのは、植木屋などが、大名屋敷を取り囲んでいる状況だと思うので、共通点が結構あると思います。

この出土の中でどのような因果関係が出てきたのかということと、学習院を発掘したときに、土師器、須恵器が出てきて、さらに打製石器まで出てきて、すごい大発見だったと思います。ですから、年代的には台地の形成と古代人の生息、そこで生活していたということが点在してわかるというのは、豊島が相当古い歴史を持っているのではないかと思います。その発掘調査でこういうことがわかってきたので、何千年前の場所のものが出てきたとか、そういうもの全体を鳥瞰して見ると、今まで、それぞれご苦労されて発掘調査してきたものの全体像が見えてくるのではないかと思うので、ぜひ全体を考察するような機会を一度設けて欲しいと思います。豊島の地層から学ぶことはたくさんあると思います。菅谷委員)

いわゆる遺跡から出てきた遺物というものが、豊島区にはたくさんあり、前にも伺ったかもしれないのですが、そういう出土品というものはどこかに集めて保存しているのですか。

文化財係長)

整理箱というものがあ、登録物件2のところ、例えば9ページをご覧くださいと、整理箱が3箱と書いてあります。一方、駒込一丁目の方を見ていただくと、15ページに整理箱33箱とあります。出てくる量も違いますが、それを分類したり、汚れているものをきれいに保ったりして、どの年代のどういうものであると整理した上で保存します。しかしながら、保存する場所がなかなかないので、どの程度貴重なのかとかいうことを考えた上で、区内の廃校施設などに置いていただくとか、あまり使わないだろうというものは、もう少し遠いところに保存したりしていますが、現在は保存場所に困っています。

それから、作業もそんなに広いスペースでできているわけではないので、整理すること自体にもかなり時間がかかります。

菅谷委員)

そういった遺物を、研究者の方は結構利用するのですか。

文化財係長)

はい。お手元に一番新しい調査報告書を配付させていただきましたが、これは一応、文

化庁の基準に沿って、これだけのデータを載せなさいというものです。発掘調査を行って、報告書をつくる際にはここまでやりなさいという基準に則った形でつくらせていただいていますので、あくまでも考古学者向けに基本的にはつくっているものです。豊島区の教育総務課文化財係で、10ページとか24ページぐらいの中とじの冊子をつくったことがあります、そのちょうど中間に当たる読み物的なもので、具体的に紹介しているものではなく、つくっていません。現在、いわゆる研究者以外の方に配慮し、需要に応えるということで、検討中でございます。

それから今、委員の先生が質問されたように、研究者も、これを見るだけではなく、巢鴨三丁目に文化財の教育施設があるので、そこで整理をしたり、こういった本をつくっていたりするのですが、そこには様々な研究者が来て、物品を見たり、作業を見学したりしております。

菅谷委員)

恐らく専門的な部分ですので、こういった資料を通じて豊島区の歴史がだんだんわかっていくということですね。それが最終的には我々の住んでいる豊島区の今までの成り立ちの評価に繋がっていくことに通じているだろうと思います。一つ一つを見ると、何でこんなにたくさんあるのかと思うことはありますが、それをうまくまとめていって、一つの歴史の流れをつくっていくというのが、専門学者にやっていただくことだと思うのですが、そういった学問的な成果を区民や一般の人たちの知識の中にどうやって伝えていくか、大きな成果を皆さんにもわかりやすく伝えていくということが、長い目でみると大事なのではないかと思います。

渡邊委員長)

ほかにはございますか。よろしいですか。

これも先ほどの籐工芸と一緒にですが、せっかくこういう資料が集まったのであれば、これは前にもあったと思いますが、学校現場で何とか使ってもらって、実際自分の地域はこんなところであったと改めて感じてもらえると、また役に立つと思います。

では、1から3まで全て、原案どおりで決定ということでよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第26号議案了承)

(4) 協議事項第1号 豊島区いじめ防止対策推進条例(案)について

<教育指導課長 資料説明>

渡邊委員長)

豊島区いじめ防止対策推進条例の案につきましては、前回の審議を踏まえ、訂正をしていただいた部分に関してご報告をいただきました。

ただいまの内容で、改めて質問等ございましたらお願いしたいと思います。

菅谷委員)

このいじめ防止対策というのは、国や東京都、豊島区と一応3つの規定になっているわけですが、都の条例と相当重なっている部分があって、それを区でも都の条例そのものを

利用するというのがたくさんあると思いますが、豊島区のこの条例というのは、一つの特徴というか、こういうものをつくったという意義で、何か一つの特徴というような部分はありますか。そんなに特徴があるわけではないと思いますが、そういうふうに豊島区もひとつ作っているという、目的というか意義について、豊島区の特徴を示している部分になるのですか。見てみると、各自治体で作rinaさいということは都の条例に書いてあるわけです。ですから、そういう意味でつくっているのはわかるのですが、各自治体で作るといのは、やっぱりその特徴を、使いやすいような条例をつくるという考えがあるのだと思います。

教育指導課長)

菅谷委員のご指摘のとおりで、各地方自治体が条例を策定する、あるいは基本方針を策定するということについては、国の法においては努力義務ということになっております。学校において基本方針を策定する、あるいは学校においていじめの対応をするための組織をつくるというのは、これは義務というようになっております。

今回考えましたのは、やはり国の法も都の条例も当然豊島区内で活用されるわけでありますけれども、豊島区としていじめに対してどのような考えを持っているのか、そしていじめにどういうふうに対応していくのかということをお区民の方と一緒に考えたい、またアピールをしていきたいということがあります。

今回6月の第2回定例会において、この進捗状況について報告をするのですが、この後パブリックコメントをかけてまいります。ですので、区民の方と一緒にいじめを根絶するためにどういうことをやっていったらいいのかということをお一緒に考えていきたいということ、それから、PTAや学校の意見をしっかりと聴取いたしまして、いじめ撲滅のための、ムーブメントを起こすというのが一つ大きなこの推進条例の狙いになっております。

また、この本区の条例の中には、やはり高密都市豊島区ということをお十分踏まえた上で、他の区以上に地域の方と連携をして、子どもたちをおしっかり見守っていくということが含まれております。

また、インターナショナルセーフスクールという文言は書いてはありませんけれども、インターナショナルセーフスクールの取り組みでは、いじめは心のけがだというように捉えることで、朋有小学校においても皆さんが取り組んでおりますので、そういったことについては、改めてご提案申し上げます基本方針の中で、豊島区らしさというものをまた出していきたくて考えてございます。

教育総務部長)

法律に基づいているわけですが、23区の中でも条例化するのは少なく、現在のところ、板橋区ぐらいです。豊島区についても、やはりこのいじめという問題については非常に重要視しており、やっってはならないという認識を条例化するということは、一つの大きなアピールなので、それをわかりやすく区民の方に条例化をして知らしめて、具体的な対策については基本方針の中で、学校、教育委員会、保護者もその責務について詳しく規

定しているという点が、大きな特徴だと言えらると思ひます。

三田教育長)

すごく大事なご指摘だと思ひます。菅谷委員がおっしゃっている特徴というのひは、何か変わった条文があるのですかという意味ではなくて、これをどう豊島区として特色を出していくのかということなので、私は今、教育総務部長から説明があったように、区民全体としての決意の表明で、いじめはしない、させない、許さないという決意です。あつてはいけません。

かつて豊島は、いじめ自殺予告事件がありました。でも実際は起きなかつた。私はあのとき現職の校長で、学校に泊まりました。要は、校長会も教育委員会と激論を交わしました。もし、自殺があったときにどうするのひか。私は墨田区の校長会で、校長がこのときに弱腰で受けとめてはだめだと、1件でもそういうことがあれば教育が問われると話しました。教職員の姿勢のあらわれが、いじめをなくしていく活動につながってくると思ひますので、私もそういう決意で、特別区の教育長会においても、皆さんどうですかといつたら、いや、うちは、という意見がありました。いや、うちは、と言つていても現実にいじめは起きているのです。豊島区も、これだけ努力しても、去年だつて様々な厳しい局面がありました。だから、やはりそういう姿勢をすべてに行き渡らせるという意味で、そういうものが何よりも大事だと思ひます。

先ほど、セーフスクールの話がありましたひが、私は、豊島のアピールポイントだと思ひます。予防的にいじめをなくすという発想です。セーフスクールの考え方というのひは、事故やけがは予防することが可能だという達観した考え方につて、データに基づいてやっています。原因を究明して対策を打つていくという発想は、そのままいじめの対策にもつながっていると思ひます。大津のいじめ事件があのような深刻な問題になつたのは、適切に情報が提供されて、客観的な分析や原因究明をしながら手を打つていくということをしなかつたが故に、あのような結末になつたので、我々は大変遺憾であると表明しました。

今回、豊島区はハイパーQUをやつて、すぐに対応できるようになりました。今日も実際に、去年のデータを見せてもらったのですが、非常によくできていて活用されています。それは学力調査とも絡んで、子どもの生きがいや学びがい、集団の中でどういふ認知がされているのかという関わりなど、いじめを防止するということは、単にいじめをなくすという考え方だけではなくて、予防的な対応によつて、人間関係をよくしたり改善をしたり、異なつた共感、共鳴ができるという環境をつくり上げていくことに僕はつながると思ひるので、ぜひセーフスクールの基本的な考え方に学んで、豊島区はやりますということ、これはどこもやつていないことをアピールしたいと思ひます。台東区が言うかどうかわかりませんが、1校だけ認証をとつたみたいですが、教育委員会がよく知らなかつたという話であり、学校独自でやるものではないと思ひています。むしろこうやつて区を挙げてセーフスクールをやつてきて、全国の自治体は今、豊島区、大都会でこれだけやつているということについて学ぼうとしています。それは、誇りに思つていいと思ひます。いじめをゼロ

に限りなく近付ける努力しているけれどもゼロにはなりません。ですが、それでも前に向かって行き、いじめは予防できるという観点に立って、子どもとどうしたらいい人間関係ができていくのか、その中で超えていけるのかということを考えなければなりません。

現に、例えば小中一貫校の研究事例を見ても、学びの連続性をきちんと担保するようになると、不登校が消えていっています。それも子どもの学びがいや生きがい人間関係などと全部つながっていくわけなので、私たちのやっていることはばらばらなのではないと思います。いじめ対策はいじめ対策でやっていて、学力向上は学力向上だけでやっていてという、そういう単純なものではありません。全部このネットワークでつながっていると思います。だから、そこはむしろセーフスクールの考え方、朋有小学校において、いじめは心のけがだと、外傷性のものは対応によっては治ったり軽症だったりで済みますが、心のけがというのは本当に死に至るということを、我々何度も実際のケースで見てきているわけですから、そうした観点に立つことも、この条例の持っている、豊島区ならではの知恵を表現していくという意味で、この文言の根本的な考え方の中に織り込んでいただけたことはいいのではないかと思います。委員の皆さんの意見をぜひ聞かせてもらいたいと思います。全体としては非常にコンパクトになっていいと思います。

それから、児童・生徒とは、というただし書きをどこかに入れておくか、凡例で何か入れておくか、その考え方、国の法律とは違うので、その考え方はしっかりと明記しておいて、誰を対象とするのかということをはっきりさせておかなければいけないので、ぜひお願いをしたいと思います。

それともう一つ、前文で、生命または身体と言っているところの生命が抜けてしまう点に、私は疑問を感じたのですが、その辺、もし説明できれば教えてください。

教育指導課長)

この生命の部分、身体に危険を生じさせるという中に生命ということも当然含まれてくるのでということで簡略化しましたが、区民へのアピールということで生命という言葉を持ってきたほうがインパクトが強いということであれば、おっしゃることもいいと思っております。その辺またご議論いただければと思います。

渡邊委員長)

ありがとうございます。

三田教育長)

私は、やっぱり生命または身体というのは、二律背反ではないけれども、別の意味合いが強いのではないかと思います。身体に及ぼす危機というのは、骨折させられるとか、そういうけがの部類だと思います。だけど、生命というと、精神的に追い込まれて死に至るとい、いずれも自殺したケースというのはそういうことだと思います。深刻度からいうと、身体以上に生命というのは深刻な事態を招くので、それを抜いてしまうと骨抜きになる気がするのですが、その辺いかがですか。

私は国の法律の前文のように、踏襲したほうがいいと思います。

渡邊委員長)

ただいまの教育長のご提案についていかがでしょうか。

生命とは命ですから、命はかけがえのないものなので、抜いてしまうと本当に骨抜きになると思います。身体というと、身体に著しい圧力を加えても死に至らしめなければ生命を脅かしているというように捉えたとき、生命と身体という文言は両方なければ、ささいなことから重大なことまで全部包含するという意味合いが薄れてしまうと思います。例えばこの推進法に限らず、刑法とかそういうところでも、そういう言い回しというのはあるのではないかと思います。本当に生命を守ってあげるというのが、この条例の基本の意味なのではないでしょうか。

前回のこの条例の議案が出た教育委員会の後に本屋へ行き、どのぐらい推進法が本に出ているのか見に行きました。2冊ありましたが、1冊は議員が書いている本で、もう1冊は教育研究家が書いている本でした。どちらも法律から書いてあるものではなく、国会審議の中のことしか書かれていなかったのですが、そういうところでは今、教育長がおっしゃっていたような言葉の定義とかというものが非常にあやふやに話されています。だから、国会でも恐らくそうなのだと思います。しかし、法律である以上は、ターゲットはどうなっているのか、どういう事象を称して、これはやってはいけないとか、これをみんなでやりましょうということになっているのかは、法律や条例においては重要なことだと思います。いじめによる被害というのがどこまであるのかということを考えたら、重要だと思います。

あとは、第2の定義のところを、児童・生徒としていただくことはとてもよかったと思います。見てきた本の説明ですと非常に簡略化されていまして、幼稚園以下ではいじめは起こらないだろうということでした。では高校生以上であったら、大人なのだからみたいな書き方で、児童・生徒に加え、学校教育法に言う高校生まで、高等専門学校やその辺はもう関係ありません、というような書き方です。法を作ってはみたが格好だけ、みたいなものがあつたので、その辺、教育長や菅谷委員がお話ししていたことをやっていくと、豊島区の条例は、血の通った条例になると思います。読む人にもわかりやすいし、実行価値も高いです。それで、セーフスクールがあれば、こんなことをやっているのかという感心も出てくると思います。前文については前回も議論があつたと思いますが、この条例の全体を通しての趣旨と意欲を全て表している部分だと思うので、その生命というところは、本当にもう一度研究していただいたほうがいいのかと、個人的には思います。

菅谷委員)

第3条に、「いじめが児童・生徒の生命や心身の」という言葉があり、ここで生命という文言を入れていますので、ある意味、生命と身体を一つのものとして捉えていると思います。こちらに生命という文言を入れたほうがわかりやすいことはわかりやすいかと思えます。下のほうに生命と身体という言葉が入っていますから、私は心身でもいいのかという気がします。いじめは、体の傷だけではなくて、ストレスとかそういう傷も結構大きい

と思いますが、その辺のところをどうするかという懸念はあります。言葉を合わせるというようなことからして、生命を入れといたほうがわかりと思います。

渡邊委員長)

今、菅谷委員より心身という言葉が出ましたが、その辺に関してはいかがでしょうか。

確かに一つの法律の中に似通った言葉が幾つも出てくると、非常にわかりづらいといえどもわかりづらいところもあるし、菅谷委員がおっしゃったように、肉体的なものだけではなく心ということまでも考えれば、身体ではなくて心身のほうが、両方包含しているかとも思います。

三田教育長)

例えばいろいろ争い事になり、こういう条例で、こうやって書いてあるといったときに、身体と書いた場合は、けがなど科学的な根拠で確認できますが、心の傷といったとき、どうやって証明できるかといえば、誰にもわかりません。だから、できないことは最初から言いませんが、だからといってやらないというわけではありません。どちらにしても、身体も生命も危険に脅かされるということは精神的に相当傷つけられているわけですから、それがどういうものかというのは、そしゃくして指導したり対応したりしなければいけません。しかし、書いてしまうと、それはどういう解釈で、どういう取り組みを表現するのか、心のケアはどうするか、カウンセラーを付ければそれでいいのかという話になりますので、その言葉として使ったときに、正確に対応できるということを前提で書いたほうがいいのではないのでしょうか。国は、そうしたことを前提にして、生命または身体と言っていると思うので、国と違ったほうがメリットは非常に大きいというならわかるけども、あまりメリットがないのにあえて変えて、後で実際にそういうケースが発生したときに難しい争いになってしまうことは避けたほうがいいと思います。

結局、逐条解釈とはそういうことだと思います。文科省の審議官の教育委員会制度の考え方についても、やはりマスコミで報道されていることと違っていています。だから、厳密に議論して詰められたものと、成案として提出されたものとの政治的議論はまた違うので、そこは正確に見ていったほうがいいと思います。

私は、いじめは幼児の間でも起こると思います。幼児の間には起こらず、小学生から急にいじめが起こるなんてあり得ません。だから、いじめにつながる芽みたいなものは、幼児期にたくさん経験していると思うのです。そういうことを経験していながらも、周りで見ている大人が気付かずに放置されているのだと思います。

最近の傾向としては、小学1年生、2年生のクラスにおいても学級崩壊をしています。高学年だけではありません。全国的に学級崩壊が一番多いのは小学1、2年生なのです。私は、幼児期の指導あるいは保育がきちんと十分な手だてをとられていないのではないかという疑いを持って見えています。

そういう意味でも、保育園や幼稚園ではいじめはありませんなどと胸を張って言える人は誰もいないと思います。それを条例で大上段に構えてやる必要は無いと思いますし、幼

稚園なり保育園なり学校なりで規則や要綱をつくっていくということまで言っているわけではなく、考え方として、そういうものもきちんと捉えていく必要があると思います。幼児期から始まって、人生の中で様々ないじめの芽、あるいはいじめの発端になるようなことはたくさんあります。しかし、あえてここでは児童・生徒という言い方をしてターゲットで絞っていますが、この条例の趣旨は、全ての子どもを育てる機関において、そういう考え方に立って指導をしていきたいと思いますというような呼びかけが前文にあり、セーフスクールの考え方でいじめを予防することで、みんなで取り組んでいきたいと思います。区民の声として、この条例を宣言するというようなことを格調高く、差別化してやっていけたらいいと思います。

渡邊委員長)

この前文をもう一度よく読み直すと、生命というのが除かれる前のあたりの段落で、「心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を及ぼし」とありますが、ここで心身という言葉を使っていますので、意味が重なってしまいますし、心身の健全な状態が生命、身体に及ぼすという流れでいくと、生命または身体という言葉のほうがいい気がします。条文を読んでいくと、山が見えなくなってしまう、林の中のタンポポ1本探しているような、そんな状況になっていってしまいます。

例えばこの前文は、この条例を定める意味を高らかに広く社会に訴えるというところの効果を考えて、インターナショナルセーフスクールという文言を入れたほうが格調高いというか、格好いいと思います。

実際、セーフスクールは2校だけの話ではなくて、認証はともかくとしても、やっていること全体、中身は小・中全てに広めましょうというのが教育委員会の考え方だと思うので、そういうことでの予防というところの意味を考えれば、もう一度ご検討いただいてもよろしいのかと思いますが、いかがでしょうか。

三田教育長)

前文の下から3行目に、「いじめ根絶に向けた基本理念を明らかにし」とあります。

「明らかにし」と言っているのですが、明らかではありません。

例えば、早期発見、早期対応というのは、いじめが発生したとしても重篤な事態に至らないということを学んできているのだと思います。同時に、セーフスクール等においても、予防的な対応によって人間関係がいつそう豊かになるということは、基本理念を確信してこうした取り組みをやっていきますという表現にさせていただくと、セーフスクールの考え方も反映できると思います。アンケート調査をやったり、アンテナを張って、皆でその原因究明をして対応していったりということで、ここに規定しています。だから、予防的対応が第一義的で、網を張っても重篤なものが出てきたときにどうするかというのが第2弾の危機対応ということで、2つの大きな考え方があるわけです。そういう文言で表現してみたら、この前文の格調がすごく高くなると思います。条文の顔となりますから前文は大事です。

渡邊委員長)

ただいまのお話を踏まえていただいて、その文言の修正を後ほどしていただいて、改めて教育委員会に提出していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

(委員全員異議なし 協議事項了承)

(5) 報告事項第1号 豊島区附属機関設置に関する条例について

<教育総務課長 資料説明>

渡邊委員長)

ありがとうございます。いろいろな審議会や委員会の法律的な位置付けに対しての整備を行うということで、教育委員会の場合だと、事務点検・評価委員会と教育ビジョン検討委員会の2点になるというお話です。質問はございますか。

三田教育長)

補足しますが、そもそも条例化していこうという考え方というのは、様々な行政訴訟やトラブルで、そうしたことが明記されていないのに、これだけ保障しているのはおかしいというようなことで訴訟になっているケースがあります。そうしたトラブルを未然に防いでいくためにも、きちんと法で規制していこうという考えなので、基本的には異論はないかと思います。

1つだけ、私が違和感を覚えるのは、対象となる教育委員会の審議会の順番ですが、やはりビジョンがあって評価・点検委員会になると思います。評価・点検委員会が先に来てビジョンが後になっていますので、逆にしてもらったほうが気持ちの上ですっきりします。教育総務課長)

ビジョンの検討委員会は5年前にはありましたが、点検・評価委員会は毎年ありますので、法規で整理する際は、既にあるものを先に載せます。ビジョンの検討委員会は今のところありませんので、今度つくるという形になりますから、どうしても後になってしまいます。法規のやり方に、いい悪いとは言えませんし、一定の考え方に基づいていますので、これについてはこのままでお願いしたいと思います。

渡邊委員長)

確かにビジョンの検討というのは区の教育行政全般にかかわる重大事であるわけですから、それが単なる私的な諮問機関ということよりは、条例に基づく機関で決議されるということのほうが、より民意も反映するし価値も上がるという趣旨だと思います。点検・評価委員会も、そういう条例に基づく委員会の中できちんと活動がチェックされるということで、その評価等の内容も担保される、充実するという意味合いでは、やはり必要なことだと思います。最近ではコンプライアンスという問題もありますし、条例といえば地方団体の考えですから、そういうものがきちんと整理されていくというのはやはり望ましいことだと思いますので、特にご異論なければこのままで、教育長がおっしゃった順番に関しては、そういうことであるならば本当にやむを得ないと思います。

三田教育長)

いずれも地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改定に伴う組織です。さきほどの説明で、4つの判断基準がありましたが、教育関係法の裏付けで設置が努力義務として出されているけれども、豊島区としては積極的に、これは受けとめて行うものなので、条例にきちんと位置付けてやるべきだという運用解釈をしっかりとっていく必要があります。豊島区教育ビジョン検討委員会は、教育振興基本計画とイコールですが、そう記載してもかた苦しくてわからないので、教育ビジョンでいきましょうということで打ち出してきました。そこで、括弧付けで教育振興基本計画と入れておいたほうがいいのではないかと思います。この言葉がひとり歩きをしてしまうと、何を指しているのかわからなくなってしまいます。いずれも財政予算を伴う、税金で行っていくものです。区が掲げている10カ年計画と同一歩調でいくものなので、断り書きがなくていいかどうかという点についての判断はどうですか。

教育総務課長)

条例に出す委員会の名前として括弧書きするというのはやったことがないと思います。しかし、当然のことながら教育長がおっしゃるとおり、教育ビジョンを改定しますとか、何かの資料を出しますとかというときには、教育ビジョンというものは教育振興基本計画そのものであるということがわかるような表記で資料を出して説明します。冊子ができた段階で、これは豊島区の教育振興基本計画とわかるような表記をします。

渡邊委員長)

では、今のお話のとおりでよろしくをお願いします。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(6) 報告事項第3号 豊島区教育ビジョン検討委員会の開催について

(7) 報告事項第4号 「豊島区教育ビジョン2010豊島区教育振興基本計画」改定に係るアンケート調査の結果について

<教育総務課長 資料説明>

渡邊委員長)

ただいま教育ビジョン検討委員会の開催予定についてのご報告と、基本計画改定に係るアンケート調査の結果について、ピックアップしてご説明いただきました。

ただいまのご説明、大変興味深いアンケート結果だったと思いますが、質問やご意見がございましたらお願いします。

三田教育長)

データを紹介していただきましたが、物によってはさらに追加調査やデータ収集をして、客観的な実態を正確に反映した計画の変更なり付加価値を加えてやっていきます。ビジョンそのものは5年間実施してきて、大きな成果上げてきていますので、コペルニクス的な転換をしていくというよりは、むしろ継続性を重視しながら、改善すべきものは実態を反映して改善していくという方向でやっていきたいと思っています。

学識経験者や保護者など、事務局ではない人の意見を丁寧に反映して議論を深めていき、

かつて中教審がやっていたような両論併記的な考え方ではなくて、豊島区は、こちらの道をこういう考え方で選択していきましょと、そういうような方向性、指向性をはっきりしたものにしていきたいと思っています。

それから、前回ビジョンをつくったときと比べると、教育改革論議がいろいろされていますが、これはどうなのだろうという議論もたくさんあるように思いますので、国家百年の計ではないですが、今の時代を先読みしていかなければならないと思います。

さきほどの英語のことについていうと、私は教員の英語に対する意識が非常におくれていると感じます。内向きで、時代を読むというのは教育の大事な仕事ですし、大学も一生懸命、海外を視野に入れながらどうやって人材育成をしていくかということでカリキュラムの見直しをやっています。ところが、学校に至っては、きっとどこかがつくってくれて、それで進めればよいという考え方があると思います。それは違うのではないかと思います。豊島区は何のために小学校1年生から英語やってきたのかという趣旨がまだまだ浸透していないのかと思います。

教育長会でも議論がありましたが、専科教員を小学校で5年生、6年生に入れるべきと文科省が財務省に要請したところ、金がないからできなと言われてしまいました。それは国の結論として出ているということです。そういうことを学習指導要領に規定して、あとは地方の財力で適当にやってくださいという、国のアバウトな方針がいいかどうかという問題があるわけです。私たちはこれについて、もっと議論しなければいけないと思います。

しかし、今回の調査結果は、非常に貴重なデータだと思いますし、経年変化がわかるというのはすごくいいと思います。施策の外部評価だけではなくて、客観データで、これまでの5年間のどういう努力が反映されているのかという点が、とてもよくわかると思って見ていたので、ぜひ次の改定のときに同じ項目で調査をして、どういうふうに変わっていくのかわかってきたら、それが豊島の教育の歴史をつくっていくと思います。

千馬委員)

私も平成15年に豊島区に来まして、このビジョンを基に教育効果をどのようにするかという姿勢を知ったときは、すばらしいことだと感じました。特に保護者や区民の目線を大事にされている点は、ほかの自治体にはない財産だと思います。

隣接選択制については安心しているというか、校長にとっては、ある意味で大変な商売の部門ですが、これをどう生かして学校経営に当たるかということが大事になってくると思うのです。学校ごとの特色をどのように発揮して、この隣接制に対応していくのかというのが私の仕事でしたので、そういう意味では定着してきているということと、そういうことをしっかり受けとめながら、今は何が課題なのか、さらによくしていくにはどうしたらいいかということが求められてくると思いますし、そこら辺を精査していくことが大切です。

学校現場と教育委員会が連携し、保護者の知恵もお借りして頑張っていく必要があると感じました。

嶋田委員)

後でじっくりと読ませていただきたいと思います。豊島区教育委員会がここしばらくやってきたスクールカウンセラーの配置や、能代市との連携などが高く評価されています。それはそれで、きちんとやってきたことが評価されていて、次へのステップの後押しをしてくれると思います。一方で、ちょっと気になる点がありまして、先生たちの休日出勤の多さというのが顕著にここで出ていて、33%、月に4回以上ということがあったりして、これからのシステムの配慮により、いろいろな事務が軽減されていくと思いますが、教育委員会がどのようにフォローしていくかということが課題であると思って読ませていただきました。またしっかり読みたいと思います。

三田教育長)

教員の休日出勤について、中学校の部活がとても多いです。前回の学習指導要領の改訂のときに、今までは1時間クラブ活動が入っていたのですが外されてしまったために、全部サービスで取り組んでいます。そして保護者にとってはそれが当たり前になってきています。中学校の規模がだんだん小さくなってきているということもあって、教員の数も減っています。そうすると、今年もありましたが、毎年のように部活の担い手がいないという事態が発生します。だから、外部指導員を入れるなどさまざまな工夫をしてはいるのですが、なかなか成果に上がっていません。やはりこれはこのビジョンの中で、大胆な改善や見直しというものをしていかなければいけないと思っています。小学校と中学校の時間の差は、部活動によってすごく出てきています。

菅谷委員)

この調査の対象者の選び方について、これはアトランダムに選んだのですか。

教育総務課長)

これは前回と同様に、中学校は2年生の保護者、小学校は6年生の保護者、幼稚園及び保育園は年長の保護者をそれぞれ調査対象としました。

菅谷委員)

その対象者だと、回収率がいいと思います。ほかの調査に比べてもすごくよくて、70%とか、我が事ということもあるのかもしれませんが。PTAの役員を対象にしたというわけではないのですか。

教育総務課長)

そうではありません。

菅谷委員)

回収率がとてもよかったので、調査対象者の選定をどういう方法なのかと思いました。調査対象の層によって意見の違ったところはありましたか。例えば、先生へのアンケート調査の結果と保護者の結果が結構乖離しているなどありますか。

教育総務課長)

この冊子では、そういったことについてはまだ触れていませんので、分析してみないと

わかりません。クロス集計において、ここに出ているもののクロスはしているのですけれども、地区別に見てどうか、というところがまだできておりません。

菅谷委員)

わかりました。あと、子どものしつけについての考え方がどうあるべきかという点、家庭が中心となって行うべきであるというのが35%でした。家庭と学校が一体となって行うべきであるという考えが圧倒的に多く62%でした。私は、子どものしつけは家庭が主になってやるのではないかという感覚でいましたが、今は随分変わってきていると思います。家庭のしつけと学校のしつけをどうやって合わせるのかという点について、どのように考えていますか。

教育総務課長)

そこが一番難しいと思いますが、パーセンテージが下がっているからといって、それはただ関心がないとか自然に身に付くとかというふうに答えているわけではありません。何らかの形で子どものしつけをしなければいけないが、自分たちではこれ以上できない部分もあり、学校でも一定のしつけをしていただかないとできないという、そういう感覚を持っています。だから、職業形態も変化してきているので、それも反映をしているとは思いますが、実際に家庭でのしつけとはどういう部分をやるのか、学校では集団生活になるのでいかに規律を守らせるようにしつけるか、いわゆるしつけるというところについてうまく整理できれば、よりいい施策になると思います。

菅谷委員)

恐らくこういう問題は皆さんいろいろとお考えになると思います。しつけは基本的なことですが、自分の子どものしつけをどうしているのかと聞かれても、なかなか答えられないと思います。しつけは基本的な生活のルールなので、そこをどのようにやっていくかというのは、いじめの問題などいろいろと絡んでくるわけです。ですから、こういう問題を先生方も含めて考えていくというのは、大きなテーマなのではないかと思います。

渡邊委員長)

5年間ということで、これほどにも意識が変わってきているのかということがあらわれているアンケート結果だったと思います。

様々な考え方があると思いますが、アンケートで数が多いところだけを重点施策としてやっていくということは民意を反映しているかのように思えますが、本来あるべき姿というものがあるのではないのでしょうか。また別の議論があるかもしれませんが、豊島区としての教育方針や方向性というものもあると思いますし、国としてどうなのかという点もあるでしょうし、そういうものについてアンケートをとると、つい否定されがち、または過大に評価されがちとなりますので、そういうところがこの数値に表れていると感じました。その辺を踏まえて計画が策定されていかれると思いますが、そういった前提があるということを皆が知っていなければいけないのかということも改めて感じました。

三田教育長)

基本的に、ビジョンの作成過程は逐一教育委員会でも報告しますので、先生方のご意見もいただいて、ビジョンの作成過程において意向を反映できるようにしていきたいです。もう一つ、この実態調査というのはあくまでも一つのデータでありますので、見方を変えると、よりクロスした調査が必要になってくると思いますし、詳細なデータが欲しいと思っていますので、教育委員会の議題にこうしたものをのせて、案件によっては、この実態を我々も提案するように努力したいと思いますので、時間を見つけてご覧いただき、ご自身の考えを遠慮なく話していただきますと、いろいろな場面で反映できるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

渡邊委員長)

では、一応これでご報告を承って、この件に関しては終了とさせていただきます。

(委員全員了承)

(8) 報告事項第5号 平成25年度卒業式及び平成26年度入学式の実施状況について

<教育指導課長 資料説明>

渡邊委員長)

ありがとうございます。ただいま平成25年度卒業式及び26年入学式の実施状況についてのご説明をいただきましたが、ご質問、ご意見等はございますか。

三田教育長)

1点、確認をしたいことがあります。本区では、私が教育長として来た年に、ピアノ伴奏拒否ということで、裁判になりました。様々な言い分があると思いますが、基本的に学校の教員というのは子どもを指導する側に立つわけで、自分の主義主張や自分の思想信条の自由というのは、憲法で誰もが保障されている基本的な条項ですが、指導するべきものを指導しないで自分の思想信条だけ主張していてもいいのでしょうか。教育公務員として、子どもの前に立って指導する人が会場に入らなかったり、子どもが起立して歌っているのに先生が歌わないで座っていたりという状況は、誰が見ても一般論としておかしいことだと思います。各学校においては様々な状況があると思いますが、教育者は、教育公務員であるということをきちんと理解されているのか、徹底されているのかということを確認したいです。

教育指導課長)

それについては、校長が継続的に指導しておりまして、初任者については今年も服務について入区初日に行い、教育公務員として憲法の精神の下にしっかり公務をするようにというお話をされています。また他区から転入した教員についても同様に各学校で行わせていこうということで、今、教育長からお話ございましたとおり、教育公務員としての責務というものをしっかり果たしていこうということでの指導は徹底しております。今後も継続してしっかりやっていきたいと思っております。

渡邊委員長)

ありがとうございます。よろしいですか。

菅谷委員)

大したことはありませんが、伴奏等のところでピアノ以外の伴奏があると書いてあり、恐らくブラスバンド等をやっていると思いますが、これは別にピアノじゃなきゃいけないというわけではないですか。

教育指導課長)

これについては、ピアノでということではなくて、菅谷委員がおっしゃるとおり、ブラスバンドで演奏するというケースもございます。それについては適正であるというふうに判断しております。

菅谷委員)

伴奏があればいいのかと思いました。それだけでございます。私のほうはこれで構いません。

渡邊委員長)

ほかにご意見はないようですので、今後も適正に行われますように、ご指導をよろしくお願いします。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(9) 報告事項第6号 新庁舎を活用した環境教育プログラムの概要(案)について

<教育指導課長 資料説明>

渡邊委員長)

新庁舎を活用した環境教育プログラムの概要についてご説明をいただきました。

教育総務部長)

これは、明日の議員協議会で、新庁舎の開設まで1年をきったということで、様々な課題を報告する中の一つです。

流れとしては、まず新庁舎の屋上の部分、ステップ状の段でグリーンテラスと書かれています。1ページの最初のところに緑の部分がありますが、ここが大体1,000平米あります。そこを活用して、子どもたちに環境教育プログラムを行うということで、まず新庁舎の担当がこのレイアウトを説明した後、教育委員会で説明をいたします。

今回の新庁舎は色々な面で活用できるということで、単なる役所の事務所ではないということから最初から構想しておりました。子どもたちにとって、ステップ状のグリーンテラスは環境教育プログラム及び学校以外の環境の学びの場になるということです。ただ、それだけではもったいないということで、今回の特徴では、1階に区民ひろばセンターというような名称で呼ばれる、区主催の様々なイベントを行える空間が作られます。そこでも、子どもたちの作品を展示する場所として活用することができます。それから、3階は総合窓口ということで、社会科見学的な使い方ができます。4階は福祉の相談コーナー、5階は区の災害対策の拠点ということで、各救援センター、学校に設置されるカメラを通じて、映像が入ってきます。そういったところも子どもたちに見てもらいます。それから、あとは8階と9階は議会室ですが、本会議場は議会だけの開催にとどまらず、やってないとき

は多目的利用ということで国際会議にも使えるような形で円形になっています。今回、セーフコミュニティ、セーフスクールの関係で再認証の手続が平成28年1月ごろになる予定でして、教育委員会としては、この本会議場を活用する予定ですので、子どもたちにも見学のコースとして全て見てもらおうと思います。それから、まるごとミュージアム構想ということで、1階からずっと上まで吹き抜けになっているエコヴォイドの周辺部分に、絵画やフクロウの縫いぐるみなど様々なものを集めて、美術館、博物館のように展示するといったこともやります。区役所全体を子どもたちに見てもらおうということで、議会では説明いたします。

渡邊委員長)

より詳細に説明をいただきましてありがとうございます。ご感想等ありましたらお願いしたいと思います。建設中の建物は、豊島区のどこからでも見えるようになってきました。知っている人にはかなり関心が高く、知らない人には、何だろう、マンションかな、という感想だと思います。区報を見ていない人たちに話すと、えっ、とびっくりします。

菅谷委員)

3ページに、フクロウを発見しようという部分がありますが、先ほどの無形文化財のフクロウなどは、まるごとミュージアムとして新庁舎に展示するというような考えはありますか。

教育総務課長)

ご寄附いただいたフクロウ、ミミズク関係のコレクションが膨大にあって、それらの展示を考えていますが、せつかくの機会ですので、その辺についても検討させていただきたいと思います。

菅谷委員)

無形文化財の伝統工芸などの美術品を、区民にできるだけ見ていただくという場としてはいいと思います。フクロウに限らず、区民に、豊島区の芸術には、様々なものがあるということを知らせるための場として利用できないかというのを思いました。

三田教育長)

私の聞いた情報では、シルバーセンターでは、そのような企画展がたくさん行われていたと思います。現在、新庁舎1階の区民ひろばセンターの開設以降の予約がどんどん入っていて、ほとんど空きがないほどに申し込みがあるとのこと。このように集える場所としていく必要があると思いますし、新庁舎から現庁舎の跡地にかけて、人の流れのベルトをつくっていこうという構想を練っていますし、私たちも大いに期待しています。

千馬委員)

この新庁舎の見学のプログラムの具体案として、3年生が対象にされているという点はとても大事だと思いました。全校、一回はこのスケジュールに沿って見学されると思いますが、いずれこの10階の豊島の森あたりの見学が、学校によっては30分で済まないとか、もっと見たいといった意見が出てくる可能性もありますし、そこら辺はある程度、弾

力的でもいいのですか。一応これは目安ということで受けとめていますが、いかがですか。
教育指導課長)

目安ということです。なかなか、滞在型の活用というのはできないのですが、もし滞在型ができれば、それこそ、どこかに腰かけてスケッチでもできるのではないかと、私は思っていたのですが、なかなかそこまでは厳しいです。ただ、30分というのはかなり短い時間ですので、その辺を臨機応変に対応できるように検討していきたいと思います。

千馬委員)

わかりました。以上です。

渡邊委員長)

他にはございませんか。そうしましたら、ここに書いてあるとおり、活用を促進していただいて、区長が望んでいるのは、行って楽しい区役所だと思いますので、よろしく願いいたします。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(10) 報告事項第7号 校長の職務代理について

<教育指導課長 資料説明>

渡邊委員長)

校長先生の海外旅行に伴う職務代理人の選任ということですが、やむを得ないご家庭の事情ということですので、このままご承認ということよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

渡邊委員長)

これをもちまして第6回教育委員会定例会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

(午後5時00分 閉会)